

# 指定通所介護サービス利用契約書

## 契約内容

第1条	契約の目的
第2条	契約期間
第3条	通所介護契約
第4条	通所介護の提供場所・内容
第5条	サービス提供の記録
第6条	料金
第7条	サービスの中止
第8条	料金の変更
第9条	契約の終了
第10条	秘密保持
第11条	過失責任
第12条	緊急時の対応
第13条	連携
第14条	相談・苦情の対応
第15条	本契約に定める無い事項

株式会社イーアス

指定通所介護事業所 デイサービスセンターイーアス

# デイサービスセンターイーアス契約書

施設利用者（以下、「利用者」という）と株式会社イーアス（以下「施設」という）は、施設が利用者に対して行う通所介護について、次の通り契約します。

## 第1条（契約の目的）

施設は利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所介護を提供し、利用者は施設に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

## 第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の1週間前までに、利用者から施設に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

## 第3条（通所介護計画）

施設は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「通所介護計画」を作成します。施設は、この「通所介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

## 第4条（通所介護の提供場所・内容）

- 1 通所介護の提供場所はデイサービスセンターイーアスです。所在地及び設備等の概要は「重要事項説明書」のとおりです。
- 2 施設は、第3条に定めた通所介護計画に沿って通所介護を提供します。施設は通所介護の提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
- 3 利用者はサービス内容の変更を希望する場合には、施設に申し入れることができます。その場合施設は可能な限り利用者の希望に沿うようにします。

## 第5条（サービス提供の記録）

- 1 施設は、通所介護の実施毎に、サービスの内容等をこの契約書と同時に交付する書式の記録票（連絡帳）に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、書式の記録票（連絡帳）を利用者に交付します。
- 2 施設は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後5年間保管します。

3 利用者は、施設の営業時間内にその事業所にて、利用者に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。

4 利用者は、利用者に関する第2項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

## 第6条（料金）

1 利用者は、サービスの対価として「重要事項説明書」に定める利用単位毎の料金をもとに、計算された月ごとの合計額を支払います。

2 施設は請求書に明細を付して、利用があった月の翌月10日までに利用者へ送付します。

3 利用者は、サービス利用料金を「月末締め・翌月払い」の方法で施設へ支払います。支払期限は請求書が発行された月の末日までとします。

4 施設は利用者から料金の支払を受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。なお、施設の指定口座に振込にて支払う場合は、特に希望が無い限り振込明細書を領収書とします。

5 請求額との差額が発生した場合、翌月の請求にて調整し精算します。

6 施設は領収書の再発行は致しませんので、大事に保管してください。

## 第7条（サービスの中止）

1 利用者は、施設に対してサービス提供日の前日午後5時まで（前日が日曜日の場合は土曜日の午後5時まで）又は、当日午前8時30分までに通知をすることにより、サービス利用を中止することができます。

2 施設は、利用者の体調不良等の理由により、通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取扱いについては「契約書別紙」に記載したとおりです。

## 第8条（料金の変更）

1 施設は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用料および食費等の単価の変更（増額または減額）を申し入れることができます。

2 利用者が料金の変更を承諾する場合、施設は、新たな料金に基づく「契約書別紙」を作成し、お互いに取り交わします。

3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、施設に対し、文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

## 第9条（契約の終了）

- 1 利用者は、施設に対して、1週間の予告期間をおいて文書で通知をすることにより、この契約を解除することができます。
- 2 施設は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
  - (1) 施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - (2) 施設が守秘義務に反した場合
  - (3) 施設が利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
  - (4) 施設が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、施設は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
  - (1) 利用者のサービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、1週間以内に継続利用の意思表示がなかった場合。
  - (2) 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院、もしくは病気により6ヶ月以上にわたってサービスの利用ができない状態であることが明らかになった場合。
  - (3) 利用者、またはその家族が、施設やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
  - (2) 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
  - (3) 利用者が死亡した場合。

## 第10条（秘密保持）

- 1 施設及び施設の使用する者は、サービス提供をする上で知りえた利用者、及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 施設は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 施設は利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

#### 第11条（過失責任）

- 1 施設は、サービスの提供に伴って、施設の責めに帰すべき事由により、利用者の身体、生命、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- 2 利用者の責めに帰すべき事由により当施設に損害を及ぼした場合は、利用者及び連帯保証人が当施設に対してその損害を賠償します。

#### 第12条（緊急時の対応）

施設は、現に通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師へ連絡を取る等必要な措置を講じます。

#### 第13条（連携）

- 1 施設は、通所介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 施設は、この契約書の写しを介護支援専門員に速やかに送付します。
- 3 施設は、この契約の内容が変更された場合、またはこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに送付します。なお、第9条第2項または第4項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

#### 第14条（相談・苦情の対応）

施設は、利用者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、通所介護に関する利用者の相談・苦情等に対し、迅速に対応します。

#### 第15条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び施設は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上定めます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、施設が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

# 通所介護利用同意書

年 月 日

<事業者名>

所在地 伊勢崎市乾町100番地2  
事業者名 株式会社イーアス  
代表取締役 波多野 任 ⑩

<利用者名>

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

電 話 \_\_\_\_\_

(代筆： \_\_\_\_\_ 続柄： \_\_\_\_\_ )

<連帯保証人>

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

電 話 \_\_\_\_\_

続 柄 \_\_\_\_\_

# 通所介護契約書 別紙

## ■利用者氏名

様

## ■管理責任者・苦情対応相談窓口

管理責任者 須藤 盟固

電話：0270-61-7011

## ■施設利用内容

○利用日 ケアプランによる（日曜日・年末年始12/30～1/3を除く）

○利用時間帯 午前9：00～午後4：30（送迎時間を除く）

○サービス内容

通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練その他必要な介護等を行います。

○介護保険適用時の介護度別1日あたり利用料金表・・・重要事項説明書参照

## ■健康上の理由によるサービスの中止について

○インフルエンザや感染症疾患、極度の体調不良時にはサービスの提供をお断りすることがあります。

○当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービスの内容を変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。

○ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応いたします。また、必要に応じて速やかに主治医に連絡を取る等必要な処置を講じます。

■ 緊急連絡先

優先順位	①	②
氏 名		
住 所		
電話番号		
携帯電話		
続 柄		

■ 主治医

病 院 名	
住 所	
電 話 番 号	
担当医師名	

■ 緊急時の医療機関

病 院 名	
住 所	
電 話 番 号	
担当医師名	